



4月から児童手当は 子ども手当にかわります

支給対象者 0歳から中学校修了までの子どもを養育している人

児童手当と子ども手当の違い			
	児童手当(3月まで)	子ども手当(4月から)	
対 象	0歳から小学校修了までの子ども	0歳から中学校修了までの子ども	
支給月額 (子ども一人当たり)	3歳未満	10,000円	13,000円
	3歳以上 第1・2子	5,000円	
	3歳以上 第3子以降	10,000円	
	中学生	支給対象外	
所得制限	あり	なし	
支 給	6月・10月・2月	6月・10月・2月	

手続きの必要のない人

○3月31日現在、児童手当を受給している人
※ただし、新中学2・3年生の子どもを養育している人は手続きが必要です。

※4月下旬(予定)に認定書などの通知を送付します。

手続きの必要な人

○3月31日現在、児童手当を受給していない人

○3月31日現在、児童手当を受給している人で、新中学2・3年生の子どもを養育している人

※該当者には、4月下旬(予定)にお知らせを送付します。

※公務員の人は、各所属長に申請してください。

手当の支給

初回支給日 6月15日(火)

○児童手当(2・3月分)

○子ども手当(4・5月分)

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848⑥76045FAX

0848④2130)

健康管理に役立つ

健康手帳と 女性健康手帳を 配布します

と き 1日(木)～
と ころ 保健福祉課(サン
シープラザ3階)、各保健
福祉センター



健康手帳

健康診査の結果や血圧測定、体重などの記録を残すことができ、健康管理に役立つ手帳です。

女性健康手帳

女性の体の基礎知識(女性の体とライフサイクル、女性の美と健康を守る6本柱、ダイエット・たばこについて)、女性に多い体のトラブル(腰痛、肩こり、冷え症、便秘など)、女性が気をつけたい病気(月経異常、性感染症、乳がん、子宮がん、子宮筋腫、子宮内膜症、更年期障害、うつ病)など女性の健康に関する情報が掲載されています。

問い合わせ先 保健福祉課(☎0848⑥76053FAX0848⑥75934)

広報みはらへ 広告を 掲載しませんか

市では、広報みはらに有料広告を掲載します。広告の掲載は、財源の確保だけでなく、広告スペースを利用し、市民へPRすることにより、地域の活性化につながると考えています。



発行部数 45,000部

発 行 月1回/毎月1日

募集期間 今月～翌年3月(掲載は広報みはら5月号～来年4月号)

掲載枠 1枠縦4.5cm×横8.5cmとし、枠数は4枠です

広告掲載の基準 市広告掲載取扱要綱に基づき、審査のうえ決定します

問い合わせ先 秘書広報課(☎0848⑥76007)

